

平成 21 年 2 月 18 日

## 日紙商から最新情報のお知らせ

環境省は、グリーン購入法、コピー用紙について  
判断基準の変更を発表しました

グリーン購入法、コピー用紙について基準の見直しを、平成 21 年 2 月 12 日環境省から発表されました。

平成 21 年 2 月 12 日の環境省・報道発表、

「環境物品等の調達に関する基本方針」の変更について(お知らせ)」から抜粋

### [1]コピー用紙

コピー用紙の基準については、昨年1月に古紙偽装問題が発覚したことを受け、環境省は、各製紙会社に対して再発防止と環境対応策を指示するとともに、現行基準を満足するコピー用紙の生産を要請してきました。この要請に対し、各製紙会社は現行基準を満たす製品供給を実現し、政府機関は基準を満足する製品の調達を極力行っています。他方、地方公共団体や民間事業者さらには国民の皆様においては、環境に優しいコピー用紙を購入したいという強い需要がありますが、こうした需要に対応する供給体制は十分に整っていないのが現状です。

コピー用紙の原料として、引き続き古紙を最優先で利用していく方針は堅持しつつ、環境に優しいパルプの供給力、各製紙会社の環境配慮への技術力及び消費者が求める紙の品質に応じて、古紙に加え、森林認証材、間伐材、未利用材等、環境に配慮した原料についても利用することができることとしました。さらに、環境配慮の指標である白色度及び坪量(紙の単位面積当たりの重量)を加えた総合評価指標を導入し、この総合評価指標の計算式に、各指標の数値を代入して算出し、一定以上のポイントに達した製品が特定調達物品等となります。

詳しい内容につきましては、添付資料2、3をご覧ください。

掲記の通り「コピー用紙」の判断の基準において、平成 21 年度より総合評価指標方式の導入を決定いたしました。それに関する資料を以下の通り添付いたします。

以上

### [添付資料]

- 資料① 特定調達品目及び判断の基準の今年度の主な見直し一覧(紙類の部分のみ抜粋)
- 資料② グリーン購入法におけるコピー用紙の調達基準の改定について
- 資料③ コピー用紙の総合評価指標方式について(解説)
- 資料④ 森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン
- 資料⑤ 平成 20 年度グリーン購入法基本方針説明会開催日程と申込関連資料